

福祉



長寿を祝う会の中止について

80歳以上の方を対象に9月に開催を予定しておりました「長寿を祝う会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とさせていただきます。なお、金婚記念品・長寿記念品・長寿記念祝金につきましては、対象者の方にハガキまたは封書にて案内させていただきます。

問合先 高齢福祉課

☎ 444-3141
FAX 443-3555

金婚夫婦の申込受付のご案内

結婚50周年を迎えた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

対象 昭和45年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えてからあま市に転入した夫婦を除く)

住所要件 9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間 8月7日金(土・日曜を除く)まで

受付場所

- ・高齢福祉課(甚目寺庁舎)
 - ・七宝、美和市民サービスセンター
- 申請方法** 各受付場所に所定の申請書を用意してあります。署名捺印をして提出してください。

持ち物

- ・印鑑(スタンプ印不可)
- ※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

問合先 高齢福祉課

☎ 444-3141
FAX 443-3555

手当の所得状況届の提出時期がきました

現在、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、

障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方は、社会福祉課(甚目寺庁舎)からお知らせを送付しますので、必要書類を添えて提出してください。この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなることがありますので、期限内に必ず手続きをしてください。

8月7日金
・特別障害者手当
・障害児福祉手当
・経過的福祉手当

8月11日火
・特別児童扶養手当

8月25日火
・愛知県在宅重度障害者手当

問合先 社会福祉課

☎ 444-3135
FAX 443-3555

障害児福祉手当、経過的福祉手当

8月12日(水)～9月11日(金)

※土・日曜・祝日は手続きできません。

旬に発送するお知らせで、ご確認ください。

問合先 社会福祉課

☎ 444-3135
FAX 443-3555

手当支給日のご案内

8月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。

各手当の振込み予定期日は、次のようにありますので、ご確認ください。

8月7日金

・特別障害者手当
・障害児福祉手当
・経過的福祉手当

8月11日火

・特別児童扶養手当

8月25日火

・愛知県在宅重度障害者手当

問合先 社会福祉課

☎ 444-3135
FAX 443-3555

災害時に備えてストマ用装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所甚目寺庁舎2階において、ストマ用装具をお預かりしています。

帳をお持ちの方で、ストマ用装具を使用されています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストマ用装具を使用されています。

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストマ用装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、印鑑(スタンプ印は不可)、ストマ用装具、各自で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を持参し、社会福祉課(甚目寺庁舎)の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口にみえるときは、代理の方の本人確認ができるもの(運転免許証等)とご本人の身体障害者手帳を提示してください。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、援助や配

ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、援助や配





慮を必要としていることが外見からは分からぬ方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう「ヘルマーク」を作成し、配布しています。

この「ヘルプマーク」はストラップを使用して、鞄等に着けることができる。また、附属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付している。必要な支援をマーカーを身に着けた方を見かけた場合は、電車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の配慮をお願いします。

配布場所

社会福祉課(甚目寺庁舎)

(本庁舎)、美和市民サービスセンター

(七宝公民館)・甚目寺保健センター、美和保健センター、七宝保健センター

健センター

配布対象者

義足や人工関節を使用

している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮

を必要としている方

配布方法

対象者、またはその家族

等の代理人からの口頭申請により、お一人につき1個配布します。

*障害者手帳等の提示や申請書の提出は不要です。

戸籍・届出



0952・81111

実施期間 8月28日(金)から9月3日(木)
午前8時30分から午後7時

※8月29日(土)・30日(日)は午前10時から午後5時
相談専用電話(子どもの人権
110番)

リーダイヤル

問合先 名古屋法務局人権擁護部
0952・81111

問合先 社会福祉課
444・3135

FAX 443・3555



出は不要です。

問合先 市民課
444・3167

マイナンバーカードによる方法
(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)は顔写真付きで身分証明書にもなるほか、マイナンバーの証明書類になります。まだお持ちでない方は、顔写真付きのマイナンバーカード(個人番号カード)を申請することができます。申請方法は市公式ウェブサイトをご確認ください。

マイナンバー記載の住民票による方法

通常、住民票にはマイナンバーは記載されませんが、必要なときには、マイナンバーの記載された住民票を申請することができます(申請書に

使用目的や提出先を記入していただかなければなりません)。申請には1通200円の手数料がかかりますが、マイナンバーを確認することができます。住民票の交付申請書に「マイナンバー記載」と記載していただき、窓口で職員にお伝えください。

*窓口に来られる方の本人確認をさせていただきますので、本人確認書類を持参して下さい。

個人番号通知カードについて
「自身のマイナンバーが必要になつた方は、次の方法で確認することができます。

マイナンバーの確認書類になります。

個人番号通知カードによる方法
今後、記載内容の変更を行いません。

通知カードが最新の内容の場合のみマイナンバーの確認書類になります。

問合先 市民課

444・3167

FAX 443・3555



Web
https://www.city.ama.aichi.jp/kurasu/to_dokede/1001861/1001872/1001880.html

環境・衛生



飼い犬のふんの後始末について

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

散歩のときは必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人々の迷惑になります。特に道路や公園などにそのままになつていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。飼い主はふんの後始末をしつかり行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

問合先 環境衛生課

444・3132

FAX 443・3555